

令和7年度第1回福島県社会福祉審議会 議事録

日 時 令和7年6月12日(木)
午後2時～
場 所 杉妻会館 4階 牡丹の間

(部企画主幹) 時間前でございますが、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、座席図、資料1、資料2でございます。お手元に不足する資料はございませんか。

社会福祉審議会はオンラインによる出席も対応しております。本日は、委員4名がオンラインでの出席となっております。映像や音声に乱れが生じた場合には、コメント機能もしくは電話で事務局担当者へお知らせください。

(開 会)

(部企画主幹) それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和7年度第1回福島県社会福祉審議会」を開会いたします。私、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の高野剛と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは最初に、福島県保健福祉部長の菅野俊彦より御挨拶申し上げます。

(保健福祉部長) 保健福祉部長の菅野でございます。開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より本県の保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災から14年が経過いたしました。被災者の見守りや心身のケアの継続、県全域での医療・福祉・介護人材の確保など、本県を取り巻く課題は山積しております。こうした中、県といたしましても、本県の復興・創生が早期に実現できるよう、直面する課題に果敢に挑戦し、市町村、関係団体の皆様と共にしっかりと取り組んでまいります。

本日は、福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標の見直し及び県立社会福祉施設のあり方について県から報告させていただくこととなっております。

審議会委員の皆様には、それぞれの御立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、お願いたします。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

(部企画主幹) 委員の皆様の名簿及び本日の出欠状況につきましては、御手元の委員名簿のとおりとなりますので御確認ください。

ここで新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

福島県社会福祉協議会 事務局長 村島克典委員でございます。

新任委員の任期は、他の委員の皆様と同様に令和8年7月9日までとなっております。

また事務局職員については、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の菅野のほか、御手元に配付しました事務局名簿のとおりです。

次に、定足数の確認をいたします。

現時点で、審議会委員22名のうち19名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会条例第6条第4項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、福島県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員長が議長となります。

委員長には、挨拶を頂戴したのち、議事の進行をお願いいたします。

(鎌田委員長) 会議前に御挨拶を一言申し上げます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいま御紹介いただきました医療創生大学の鎌田真理子でございます。

社会福祉審議会においては、福島県保健医療福祉復興ビジョンですとか、施設のあり方見直しにかかる進行管理を取り上げているのですが、ここで示されている、我々の審議会を対象としている方たちというのは、「県民のスタンダードな方たち」という印象なのですが、現在、そこから外れる方が非常に多く散見されると受け止めております。

例えば、今年の4月に警察庁から発表されました高齢者の孤独死が全国で5万8000人にも及ぶというデータがあります。孤立している方につきましては、先ほど部長ともお話をさせていただいたんですけども、支援が行き届きにくい現状があります。居住支援の活動であるとか、あるいはその他、成年後見の活動であるとか、カバーするシステムはあるんですけども、いろいろな法制度にアクセスできない人たちをどう支援するのかということが、未着手となっている。この「スタンダードから外れた人たち」の層が、非常に拡大してきているのではないかと、捉えております。

この「スタンダードから外れた方たち」についても、今後、基礎自治体で、それぞれの取り組みが示されて、またボトムアップされてくると思いますので、皆様方のお住まいの地域でも、優れた先駆的な活動がありましたら、御紹介いただくなどして、御意見・御発言をいただければと思います。

また現在、参議院選挙が近づいて参りまして、国の政治に対して、国民が非常に興味関心を持っているところでもありますけれども、国の政治家と国民の思いが、非常に距離が感じられるような状況であります。

そういう意味では、基礎自治体の市町村や県の皆様方が県民の生活を、ぜひ支援していただけるような、そういうあり方を、この審議会の中でも、ともに委員の皆様方と自覚をしながら、活発な御意見を交わしながら、すべての県民の方たちの健康で幸福な生活が実現できますような、そういう機会として検討して参りたいと思いますので、本日もどうぞ忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

それでは、簡単ではございますが、会議前に御挨拶一言申し上げます。

これから着座にて、進行をさせていただきたいと思います。

はじめに、議事録署名人の指名ですが、私からご指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) ありがとうございます。それでは、福島県精神保健福祉連合会つばさ会会長の吉原秀一委員、どうぞよろしくお願ひいたします。2人目に、福島県老人クラブ連合会会長の鈴木泰雄委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議事項に入ります。まず始めに、議題1「副委員長の選任について」お諮りしたいと思います。副委員長は社会福祉法第10条及び福島県社会福祉審議会運営規程第2条により委員の互選になっております。副委員長の選任についていかがいたしましょうか。

(篠原委員) 事務局案があれば、説明してください。

(鎌田委員長) ありがとうございます。ただいま篠原委員からございましたように、事務局案で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) それでは、事務局案でございますでしょうか。

(保健福祉総務課長) 事務局から申し上げます。副委員長につきましては、これまでの経過を踏まえまして、また、社会福祉全般の視点で出席をいただいております、福島県社会福祉協議会の村島委員にお願いしてはどうかと思っております。以上でございます。

(鎌田委員長) ただいま事務局より案をお示しいただきました。いかがでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) 異議なしのお声ありがとうございます。

副委員長は村島克典委員と決めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標の見直しについて」です。事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長) 保健福祉総務課長の長尾でございます。私から、議題2の「福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標見直しについて」御説明をさせていただきます。右側に資料1とある資料をご覧ください。

福島県保健医療福祉復興ビジョンにおいて、114の指標を設定し、毎年11月の審議会の際に、進行管理をさせていただいているところです。

今回、114のうち11の指標について見直しを行いましたので、御報告させていただくものであります。

11の指標の見直しの分類について、資料1の上段に記載しております。目標値の上方修正が3件、目標値の下方修正が2件、目標値の変更が6件、指標名の変更が1件でございます。

一覧表の左側のNo.が1～11のうち、No.1～4は福島県の最上位計画である総合計画の基本指標ともなっているものでございます。

裏面、個票の1/3ページをお開き願います。個別の指標ごと、見直しの内容と理由を説明させていただきます。

初めに、左側指標番号が10の「80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合」につきまして、80歳になっても自分の歯を20本以上保つという8020推進事業等の普及啓発活動の結果、実績値が目標値の60%を上回り、かつ長期的にも上昇傾向での推移が見込まれることから、福島県歯科保健基本計画を踏まえて、令和7年度以降の目標値を85%以上として上方修正を行うものであります。

次に、指標番号12の「12歳でむし歯のない者の割合」につきましても同様です。歯の質を強くするのに有効なフッ化物洗口事業等の普及活動の結果、令和6年度の実績値が目標値の65%を上回り、今度も同程度の推移が見込まれることから、福島県歯科保健基本計画を踏まえて、令和7年度以降の目標値を95%以上として上方修正を行うものであります。

次に、指標番号49の「合計特殊出生率」、及び54の「婚姻件数」につきましては、いずれも令和6年12月に更新した福島県人口ビジョン、令和7年3月に策定した福島県こどもまんなかプランとの整合を図り目標値を見直すものであり、令和6年7月に実施した「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」において、未婚者結婚希望割合、既婚者の予定する子どもの数、未婚者の理想の子ども数が、令和元年の前回調査時点より低下しております。令和6年12月更新の福島県人口ビジョンでは、これらをもとに「県民の希望出生率」を1.51と算出し、これを2040年に達成することを推計の条件のひとつとして、同年に人口150万人程度の維持を目標としています。これを踏まえまして、県民の結婚や子育てに対する希望の実態にあわせつつ人口目標を達成するため、今回、合計特殊出生率及び婚姻件数の目標値を見直すものであります。なお、婚姻件数については、当該指標の根拠としている人口動態統計における表記と整合を図り、指標名の婚姻件数への変更をあ

わせて行うものであります。

続いて、2枚目表面、2/3ページをお開き願います。

次に、指標番号63の「地域子育て支援拠点設置数」につきましては、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として設置を進めてきた地域子育て支援拠点について、子ども・子育て支援交付金による市町村への補助を行ったこと等により、実績値が令和12年度の目標値である132カ所を達成している中、現状以上の増加を容易に見込むことは困難であるため、令和7年度以降は、増加を目指すという設定に変更するものであります。こちらも、福島県こどもまんなかプランとの整合を図っているものであります。

次に、指標番号88から91の指定障がい福祉サービスのサービス量や、利用者数に係る4つの指標についてでございます。これらの指標は、障がい福祉計画、障がい児福祉計画における取扱いにあわせて、モニタリング指標への変更を行うものであります。障がい福祉計画、障がい児福祉計画では、国が当面の指定障がい福祉サービスの種類や量の見通しを把握するためのものとして、(国の指針に基づき各市町村が調査・分析等を行った結果を県が集計した)サービスの見込量を記載しているところであり、サービス量や利用者数の増減には様々な要因が考えられることから、目標値は設定せず、モニタリング指標として毎年度の把握、分析に用いる取扱いに変更するものです。

続いて2枚目裏面、3/3ページをお開き願います。

指標番号101の「危機管理対策マニュアル策定率」についてでございます。こちらは、本県の水道事業における危機管理マニュアルの策定率について、能登半島地震における水道施設被災、いわき市における線状降水帯の発生など、近年の災害発生状況を踏まえて、大規模災害に対応できる強靭さを備えた施設や体制をつくり、安全な飲料水の安定供給を持続していくため、各年度の目標値を設定するものであります。福島県水道ビジョン2020で定める令和7年度の暫定目標値、令和12年度の目標値を基準として、各年度の目標値を算出し設定したもので、令和12年度の目標値100%に変更はございません。

最後に、指標番号106の「公衆浴場及び旅館・ホテルにおけるレジオネラ属菌検出率」につきましても、101の指標と同様に、各年度の目標値を設定するものでございます。こちらは、公衆浴場や旅館・ホテルの浴場水について、条例で定める基準が遵守されているかを確認することにより、生活衛生推進の維持向上を図ることとしており、調査した施設における検出率について、基準年である令和2年度と比較して、令和12年度に半減することを目標としております。今回、適切な進行管理のため、段階的に低減するよう各年度の目標値を設定したところであり、こちらも、令和12年度の目標値10%に変更はございません。

私からの説明は以上です。

(鎌田委員長) ありがとうございます。ただいま事務局から、「福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標の見直し」について説明がありました。委員の皆様から御意見・御質問等がございますか。

村田委員お願いいたします。

(村田委員) はい。指標番号91番、「福祉サービスの日中活動系サービスの就労継続支援B型の利用者数」ということですが、この就労支援のB型を利用している皆さんの人口というのは、そんなには増えていかない見通しだと思っております。

それを踏まえて1つ、県の方にもお聞きしたかったんですけど、就労継続支援B型事業所がどんどん増えています。高齢者向けサービスの需要が頭打ちになってきたので、けっこうな数の株式会社が新規に参入しています。

宮城県などは規制がなかったので、施設ができてはつぶれて、できてはつぶれという状況がありました。福島県の場合は、福島市、郡山市、いわき市、この3市には規制がありまして、これまでは、規制以上には施設をつくれませんよとなっていたため、伊達の方に行ったり、各地に分散してたんですが、最近それが解除になったのでしょうか。

こういう障がい者施設が、今定員割れしているという話を聞きます。障がい者にとっての選択肢が多くなったから、それもよしと思う一方で、本来の、障がい者のことを考えてきちっとやっている事業所であればいいんですが、お金儲けだけを考えている株式会社も多いのが現状だと思います。福島県としては、それほど急に障がい者が増えているわけじゃないですよ。

そうすると、障がい者施設の経営者仲間でも、「赤字でさあ」なんてところが増えてきています。こういった状況に対して、県としてどのようにお考えであるか、意見をお聞きしたいと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。確かに今村田委員おっしゃったように、NPO であるとか、株式会社の就労継続 B 型事業所がいつの間にか増えているという状況がございませぬ。

そういうところで内部で苦情がかなり発生していて、私も相談を受けているところではございますが、県の方としてはそういう乱立ぎみの知的障がい者や障がい者に向けた作業所について、非常に多様な経営主体が入ってきているところで、何か県としてのお考えはあるのかという御質問でございました。いかがでしょうか。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課の大島と申します。御質問ありがとうございます。

指標の話とリンクするところですが、まず障がい者の施設については、こちらの指標でお示ししておりますとおり、国の方で基本的な指針を示しつつも、3年に1度、サービスの見込量というのを出しています。その見込量を出すにあたって、どれぐらいの利用者の方がいるかという数字を積み上げて、それに対してどれぐらいの利用があるかということ想定しています。その中で、先ほどお話のあった総量の目安を決めていくという形になっており、確かに御指摘のとおり、株式会社等の主体も増えています。営利目的と言い切れるかどうかは別として、そういったところも参入している可能性はあるのですが、指定する立場からすると、どこが運営しているということをもって、指定をお断りすることもできないので、基本的に要件を満たしていれば、指定するという形を取らざるをえない。

なので、村田委員も実際に就労支援継続 B 型事業所を運営されて、どういうふうにすればより良くなっていくかという視点で、検討いただいたりとか、業界内で自ら旗を振って取り組まれていると思うんですけども、そこに入ってこない人たちをどうするかという懸念は、あるのかなと思います。

ただその乱立するという量の話に戻しますと、B 型事業所についても地域差はあって、都市部のところにはたくさん出来て、都市部でないところには数が少ないという状況もございます。中核市については、中核市が指定をしていて、計画を作って、管理をしています。

そういった状況で、利用される方と事業所の数を比べた時に、事業所の数が多いということで今までは総量規制がかかっていたけれど、利用される方の数が増えてきたことから、一部の中核市では総量規制が解除されて、指定を受けられるようになったという話は私どもも伺っております。

なので難しいところではありますが、総量については基本的に3年に1回の計画の中で管理をしていき、県が管轄してる郡部の方については、量がまだ足りていないという状況なので、今申請が上がってくれば、申請を受け付けるという形で対応しています。地域差という課題もありますが、量については、ここで取り上げている計画を使って調整させていただいております。

ただ、質の担保という課題については、要件を満たしていれば指定をすることになりますし、新しくできたところについては、すぐに運営指導も入るような形になっております。そういうところで実態を把握しながら、指導しているのが実情です。なお、B 型事業所に関しては、国の報酬算定も変わってきていて、きちんと工賃を上げている事業所は報酬が高くなり、工賃が上がらないところについては、報酬がちょっと低くなってしまおうと。このような差別化する動きもあるのは、多分そういった、運営の質が十分でない事業所を

意識しての動きなのかなと受け止めております。

量については、引き続き計画に基づいて管理させていただきますし、質の問題につきましても、運営指導や、工賃向上の取組として、授産事業振興会さん等の関係する団体と、どのような形であれば質を向上させていけるかということ、引き続き一緒に考えさせていただきますと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。いかがでしょうか村田委員。

(村田委員) ありがとうございます。私自身は、障がい者にとっては選択肢ができてよかったなと思っています。私は授産事業振興会の副会長とか、きょうされんの会長もさせてもらってるんですが、そういう場でも、障がい者施設を運営している皆様にも、これからは質だよと伝えていきたい。それから、メンバーさんとかスタッフさんたち、働く人のことを考えて、働きたいと思われる施設を作ることが一番だと伝えていきたいと思っています。質がよければ、いくら乱立しても、潰れることはないと思っています。選ぶのは障がい者です。障がい者が入りたいと思うような施設、それから、「スタッフさんが来ないんだよね」じゃなくて、スタッフが「ここで働きたいな。働きがいがあるな。」という施設を作るように、皆さんにお伝えしていきたいと思っています。本当にどうもありがとうございます。

(鎌田委員長) 村田委員ありがとうございました。それでは次に渡部委員、よろしく願いいたします。

(渡部委員) 今ほどのお話に関連して、よろしいでしょうか。多機能型でやっているところ、つまり B 型と生活介護をやっている所は、B 型の方に利用者が流れていって、生活介護の方には人が少ない状態になるというアンバランスな状況がありまして、今後は生活介護の施設が、より重度の障がいを抱えた方への対応が必要になってくるんじゃないかと考えております。

これは介護保険との連携がございますので、制度を踏まえた対策が必要じゃないかと思ってるんですけど、県としてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいです。

(鎌田委員長) 細かな本当に専門的な御質問ありがとうございます。生活介護の利用者が減って、B 型に移行しているのではないかとご指摘ございましたが、いかがでしょうか。

(障がい福祉課長) ちょっとすぐお答えできるか難しい質問ではありますが、障がいの程度に応じて利用できるサービスというのが変わってきていて、就労支援 B 型で作業をするのが難しい方が生活介護をご利用いただいている、という状況もある中で、B 型が入りやすいから B 型という利用者もいらっしゃいます。一方で、B 型の事業所も本当にいろいろありまして、障がいが重くて作業のできない方とかが実際いらっしゃって、工賃を出せない事業所も実情としてはあり得ると思っており、今般の改定で報酬に差がついたことで、運営が厳しくなっている事業所もあるかと思っております。

生活介護も、当然重要な役割であるけれども、そちらが手薄になって、就労系のサービスの方が厚くなっていくんじゃないかというご懸念がある、という課題意識と受け止めました。

国の報酬も絡むところで、断定的な話をするのは難しいのですが、まず今日いただいた御意見を受けとめて、これからも国の方と情報交換をしたり、皆様の御意見をお伺いしながら、どのように対応していくかについて、引き続き検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(鎌田委員長) 渡部委員よろしいでしょうか。

(渡部委員) よろしくお願ひします。それではもう1つ質問です。今、障がい者の自立を促すようなグループホームを作っていきたいと考えて動いておられて、建物は見当がついているのですけれど、地域住民の理解を得るのが非常に難しいという現状がありまして、県としてはどのようにお考えでしょうか。

(鎌田委員長) はい。グループホームの設立に際しての地域の声という話ですね。ただ、日本は障がい者の権利条約に批准をしている国ですから、本来は地域住民の反対ですとか、懸念の表明というのは禁じられているはずですが、県としてはその辺いかがでしょうか。

(障がい福祉課長) グループホームや障害者施設を建設する中で、そういった動きがあるという話を伺うこともあります。

我々では全体的な取組というか、県民全体に向けての周知広報として、障がいのある方の社会参加とか、権利擁護にかかる啓発活動というのをやっているところです。

県としても条例を制定しまして、また今は合理的配慮というのも求められており、企業や地方公共団体も、令和6年度からは、障がいのある方について、障がいがあることをもって、差別をしないということと、そして配慮できることがあれば、過剰な負担にならない限り配慮していきましょうという、世の中の大きな流れがございます。障がいのある方の差別の解消については、我々としても、PRや普及啓発に取り組んだり、企業向けにセミナーをやったりとか取り組んでいるところです。それが一人一人に行き渡るかということ、難しいところもありますが、しっかりと動けるところ・動かなければいけないところの対応を、今後とも引き続き進めていきたいと思ひます。御意見ありがとうございます。

(鎌田委員長) ありがとうございます。やはり草の根的な地域での取組みが、そういった差別解消には大きな役割を果たしているようですので、また地域の社協さんですとか、皆様方、当事者の方たちとご協力して、グループホームへのネガティブな考え方というものを払拭するような運動をしていただけたら、ということでございますが、いかがでしょうか。

(渡部委員) わかりました、努力してみます。ありがとうございます。

(村田委員) 今渡部委員さんから2点ほどありました。まず1つが、グループホームについて。私が障がい者の小規模作業所をやった20年前でしたら、もう名前も顔写真も出してくださいとか、そういうことを区長さんに言われたこともありました。しかし20年後の今、そこまでではないですよ。

それから、もう新しく作る時代じゃない。私の地元でも、アパートなんかバンバン空いてますよ。そうすると、今建築が下り坂だから、住宅メーカーとか銀行とタイアップして「グループホーム作りませんか。作ってお金も貸しますよ。そして10年間は保証します、入らなくても」と勧誘してきます。こういう時代になってるんですから、もう新しくつくる時代ではないと思ひています。

福島市でも、アパートを利用してグループホームをやっていますので、今後もし作るなら、まだ足りていないところで作るべきと思ひています。

それともう1つ、生活介護とB型事業所の関係ということなんですが、障がいの程度や作業内容に応じて、お支払いできる工賃が変わってくると思ひます。私のところでも、目が見えない人もB型事業所でやっています。74歳の方もやっています。人間というのは、どんな障がいをお持ちでも、ある程度の年齢になっても、やっぱり働きたいという気持ちは、私はあると思ひます。

うちの施設でも、皆さん言ってるんですけど、もらうばかりじゃ生きがいになりません。どんな子でも、稼いで、それで親にビール買ってやったり、饅頭買ってやったりしています。もらうばかりじゃ生きがいになんないですよ。だから、どんな方でも働きたい人は働かせるべきだと思ひています。

そして、どうしてもという時は、もう生活保護や生活介護に行っていただくという形にしてやればいんじゃないかと思えます。

就労支援のB型事業所は、いっぱいあります。私が作った時は2つとか1つしかなかった。これからは施設が選ばれる時代ですから、障がい者にとっては、自分で選んで、どこに行ってもいいんだよということを伝えていきたいなと思っています。以上です。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。それではその他、何か御意見御質問ございませんでしょうか。吉川委員どうぞ。

(吉川委員) 今の意見に関連して、私、補助人として補助していた障がい者の方がいたんですけど、グループホームに行きたいとなった時、重度の方だったため、いろいろ調べた結果、福島県内ではどこもダメとなり、千葉県の方にどんな重度の方でも受け入れるというグループホームさんがあり、本人は非常に喜んで向こうに移ったというケースがありました。

補助人も千葉の方をお願いしてもらいたいと思って、今手続きを進めているところなんですけど、福島県内には重度の方が移れるようなグループホームがない。でも、重度の方でもそういう行きたいと思っている方がいらっしゃる、環境がないために障がい者の生活介護の施設に入ってらっしゃる方でも、もう諦めている方も、評価どこで入ると、そういうお話を聞くものですから、できればぜひ、福島県内にも、障がい区分5とか6とかの重度の方でも入れるようなグループがあるとありがたい。

本人のグループホームで暮らしたいという気持ちが実現できるかなと思うので、そういうところも支援など検討していただき、そういうところができればいいかなと思って、希望として申し上げます。

(鎌田委員長) ありがとうございます。重要な要望として、県の方でも、また参考にしていただければと思います。その他いかがでしょうか。

オンラインの委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

やはり、障がい者の方の地域生活移行の問題が非常に大きな転換点に今差しかかっているということで、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

事務局におきましては、今後の進行管理に引き続き、参考にしていただきながら進めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(鎌田委員長) 次に、議題3「県立社会福祉施設のあり方について」です。このことについては令和6年度に県立社会福祉施設のあり方見直し専門分科会を中心にいたしまして、福島県社会福祉審議会の意見を取りまとめ、12月に県に意見を具申したところであります。その後の対応につきまして、事務局から説明願ひます。

(保健福祉総務課長) 私から、議題3の「県立社会福祉施設のあり方見直しについて」説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

県立社会福祉施設のあり方見直しについては、先程、委員長から御説明のありましたとおり、昨年12月に福島県社会福祉審議会から意見具申をいただきました。

それを踏まえ、個人の尊重と権利擁護の推進を図りながら、人口減少の局面において期待される行政の役割を果たすという視点の下、県としての対応方針を今年3月24日に決定いたしました。その全文が資料2となっており、基本的な考え方や、県立社会福祉施設それぞれのあり方見直しの方向性につきまして、審議会からの御意見を踏まえて記載しております。

本日は、この対応方針に基づき県が行っている個別の施設に係る取組について2点、現状を御説明させていただきます。

まず「ばんだい荘わかば」についてでございます。3ページをお開き願ひます。ばんだい荘わかばにつきましては、近年の入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定

員数についての検討を行い、定員を減員することとし、所要の手続きを進めているところであります。

次に、「太陽の国交流センター」についてでございます。5ページをお開き願います。太陽の国交流センターについて、老朽化が著しい中、機能や役割につきましては、他施設において代替が可能となっている状況を考慮し、施設を廃止することとし、所要の手続きを進めているところであります。

いずれも、6月定例県議会に関連条例案を提出する予定であります。

以上、御報告させていただきました。今後は、県立社会福祉施設全体のあり方の見直しについて、各施設ごとに具体的な手順、方策、時期等を定めた工程表を今年度中に策定いたします。工程表については、進行管理を随時実施していくとともに、実行状況を審議会に適時報告してまいりますので、引き続き御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございました。皆様方から御質問等ございませんでしょうか。オンラインの委員の皆様がたも、どうぞお声を上げて、御意見ありましたら、どうぞお知らせください。遠藤委員どうぞ。

(遠藤委員) 3番の県立福祉施設それぞれのあり方の見直しの方向性ということで、女性相談支援センター、女性自立支援施設についてです。意外と皆さん知らないんじゃないか、まだまだ周知されていないかなと思います。

私ごとではございますが、早くに結婚して家庭に入っておりましたが、やはり、家庭内でいろいろなことがありまして、まさかの女性蔑視のような家庭でしたので、まるで家畜のように扱われたし、そういう時に逃げ込むところというのを私は知りませんでした。

それで今、この婦人団体連合会というところで女性の意識向上とか、そういう自己研鑽の場に出て、またこういう委員会に出席して、こういう施設があるんだというのを改めて知るきっかけとなったわけです。

本当に農家だったから余計そうなんですけども、昔「おしん」というドラマがありましたが、私あれは見ておりません。見る余裕もありませんでした。だけど、ちらっと後から見た時、私「おしん」よりひどかったなと思うような状況でした。

実際、隠れてこういう困難な人が、もっともっているんじゃないかという気持ちがあって、本当に相談先を周知徹底、もっともって発信していくべきだと思っております。

本当に話せば長くなるんでここら辺にしますけども、もっともって県の方で、いろいろな女性、女性だから男性だからってことなく、本当に困難な思いをしている人はいるので、もっとアンテナを高くしても見てもらえればいいのかと思います、発言させていただきました。

(鎌田委員長) ありがとうございます。とかくDVですとか、この法律の改正前の売春防止法であるとか、そういうような領域のお話は注目されるんですが、日常生活での女性の生活上の困難さを相談するような機関というのは、実際に県の方ではございますでしょうか。こういった生活上の悩み事を、女性を中心として受けるような相談機関というのはもし、ありましたらちょっと教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(猪狩児童家庭課長) 児童家庭課長の猪狩と申します。貴重な御意見ありがとうございます。女性の相談につきましては、女性センターや、各保健福祉事務所、あとは市町村などの各種窓口がございます。さらに法律も改正されまして、困難な問題を抱える女性の支援の必要性について普及活動をしておりますが、もっと民間団体とか、市町村関係機関と連携しながら、周知啓発に努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(鎌田委員長) いかがでしょうか。

(遠藤委員) 難しい問題で、結局、家の恥になるからとかそういうことで、自分は抑圧されてきたので、今後はそういう人がいなくなればいいなという思いで発言しました。

(鎌田委員長) ありがとうございます。外国人花嫁の方達ですとか、その他いろいろな、日本人の方たちでもいろいろな困難を抱えておられるということで、そういう多元的な、総合的な相談を受けるようなチャンネルが、もう少し皆さんたちに周知されればという貴重な御意見賜りましたので、ありがとうございます。これに関して、村田委員お願いいたします。

(村田委員) すいません。相談センターの周知ということであれば、私たち女性は、スーパーに買い物に行きます。スーパーのトイレに入った時に、私なんかもステッカーやチラシが目につきます。スーパーさんのトイレに、ステッカーやチラシがあれば、そうか、ちょっと相談してみようかなということが、あると思うんです。

主婦は市役所よりスーパーです。女性のトイレに貼ってもらえば、トイレに入った時に、「ああそうか、こういうところあるんだな」って、悩んでいる方も「ちょっと電話してみようかな」とか、「行ってみようかな」ということになると思うんで。そういうのも1つの案じゃないかと思えます。

(鎌田委員長) 貴重な御意見ありがとうございます。当事者目線でPRをお願いしたい、ということでございました。事務局いかがでしょうか。

(児童家庭課長) はい。貴重な御意見ありがとうございます。御意見として承らせていただきます。

(鎌田委員長) 吉川委員、お願いいたします。

(吉川委員) ステッカー見ていただいて、ありがとうございます。私たちは、「福島県女性支援推進会議」という団体ですが、女性のための相談支援センターのボランティア団体として活動しています。寄付をいただいたお金でそのステッカーを作りまして、各事業所さんをお願いして、貼ってもらっているんです。

中には積極的に共有してくれるスーパーさんもあれば、うちではできませんって言われるスーパーさんもあったりして、県からも声をかけていただいております。今般、法律も変わって支援する内容も変わったので、できれば県のほうと協議しながら、新しいステッカーでも作ればと思っておりました。今悩んでいる方のお役に立てるようなステッカーを作りたいなと思っておりますので、いろいろご助言いただければと思います。

(鎌田委員長) どうぞよろしくお願いいたします。その他ございませんでしょうか。渡部委員、お願いいたします。

(渡部委員) すみません、児童のことなのですが、南会津の場合、放課後の児童の受入先とか、子育て支援をやっている受入先がなくて困っているんです。1か所、やっているところもあるんですけど、人材が集まらなくて、放課後とか休みの日の学童の受入れが難しいという場合、何かいい方法はお持ちでしょうか。

(鎌田委員長) ありがとうございます。児童の放課後の居場所に関する、社会資源の活用についてというお話だと思います。よろしくお願いいたします。

(子育て支援課長) 御質問ありがとうございます。子育て支援課長の石井と申します。いわゆる放課後児童クラブについてですが、放課後の居場所ということで、おっしゃるとおり、今は共働きの世帯等が増えておりまして、放課後児童クラブを利用する方々が増えて

いるわけですが、待機児童も若干出ているところがございます。

理由といたしましては、一番は放課後児童クラブで働くいわゆる支援員の確保がままならないというのが、課題としてあります。

支援員になるためには、一定の研修等を受けて資格要件を満たす必要があるわけですが、県といたしましては、その支援員になれるように研修を実施したりとか、運営費に関する支援と補助等も、行っているところがございます。ただ、そういった中でも人の確保がままならないため、今年度からは、その人と、あと放課後児童クラブの寝具を凶るための事業を新たに実施したりとか、あるいは夏場とか夏休み期間とかも、やはり預けたいという方が増えますので、例えば学生さんのアルバイト等の雇用を促進するための事業ですとか、いわゆる人材確保の支援に関する事業を、今年度実施しているところがございます。

ですので、そういったことを行いながら、実際には放課後児童クラブの運営等につきましては、市町村とも実態等とともに把握しながら、それぞれの市町村に応じた対応というのを、県としても促していきたいと思っているところがございます。

(鎌田委員長) ありがとうございます。渡部委員いかがでございましょうか。

(渡部委員) ありがとうございます。例えば、こういうことができるのかなというのをお尋ねしたいんですが、生活介護が終わる時間は、大体3時から3時半頃なんです。それから、子どもたちの保育を受け入れるというのは可能なんでしょうか。

(鎌田委員長) 放課後デイサービスなどの受入れサービスを提供するというのでしょうか。生活介護と、障がい児の放課後デイサービスとの連携はできますかという問いだと思いますが、いかがでしょうか。

(児童家庭課長) 児童家庭課長の猪狩です。申し訳ありません。今手元にお答えできる回答がございませんので、後ほど個別に回答させていただければと思います。

(鎌田委員長) 成人の生活介護ですから、そのまま児童へのサービスには使えないにしても、早めに終わってしまうから、そこから家庭に戻った時、面倒見る方がいらっしゃらないから空白時間が起きるということだと思うのですが。

その辺りは、また渡部委員と県とで情報共有しながら、少しすり合わせをしていただければと思います。よろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(鎌田委員長) 本日本日予定しておりました議題は、全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、円滑な審議協力ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

(部企画主幹) ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、保健福祉部長の菅野よりご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長) 本日は、誠にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見を踏まえ、適切に施策へ反映させるとともに、今後も御意見や御要望を丁寧に向いながら、保健福祉行政の推進に取り組んでまいります。

本日はありがとうございました。

(部企画主幹) 本日は、お忙しいところ、審議会に御出席いただきまして、ありがとうございました。以上を持ちまして、令和7年度第1回福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。御審議をいただきまして、ありがとうございました。